

○印西市行政改革推進委員会設置条例

昭和60年5月9日条例第16号

改正

平成8年3月26日条例第41号

平成9年3月28日条例第14号

平成10年6月17日条例第22号

平成22年3月17日条例第15号

平成23年3月25日条例第4号

平成30年3月26日条例第3号

印西市行政改革推進委員会設置条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、印西市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、印西市の行政改革の推進に関する重要事項を調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第41号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第14号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月17日条例第22号）

この条例は、平成10年8月6日から施行する。

附 則（平成22年 3 月17日 条例第15号）

この条例は、平成22年 3 月23日から施行する。

附 則（平成23年 3 月25日 条例第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月26日 条例第 3 号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。